

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

対象区域

名古屋市瑞穂区桃園町201番の一部、202番、203番及び204番並びに新開町2909番、2910番1及び2911番1

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課